

新興国における知財活動に関する研究

——新興国の知財活動立ち上げ時の「いろは」——

マネジメント第2委員会
第3小委員会*

抄 録 近年、日本企業が新たに事業進出する国として、BRICSやASEAN諸国等の新興国が注目されているが、これらの国に進出した企業が模倣品や技術流出等の知財関連のトラブルに巻き込まれるケースも増えている。このような事態を防ぐためには、事業活動と同時に知財活動も立ち上げて、知財リスクを低減する策を講じておく必要がある。本研究では、新興国の知財活動に関して、現在の日本で入手可能な情報は何か、それを起点に不足している情報へアクセスするにはどうすればよいか、知財業務遂行時の留意点はなにか、等について調査研究を行い、新興国において如何に知財活動を立ち上げるか、について考察した。そして、これから新興国において知財活動を行う企業にとって「いろは」(最初にすべきこと)として役立つ情報をまとめた上で提言を行った。

目 次

1. はじめに
2. 新興国における知財活動の課題
 - 2.1 新興国とは
 - 2.2 新興国特有の課題
3. 新興国における知財活動の実際
 - 3.1 各国の事例
 - 3.2 先進企業の取り組み
 - 3.3 新興国で活動するときに必要なこと
4. 新興国における知財活動の立ち上げ
 - 4.1 知財活動の立ち上げ
 - 4.2 何を立ち上げるか
 - 4.3 マネジメント上の留意点
 - 4.4 立ち上げ時の「いろは」
5. おわりに

1. はじめに

かつては企業のグローバル化と言えば、欧米、中国に事業拠点を設け、製品の輸出・販売から現地での製造、また開発へと事業範囲を拡大していくケースが多かった。このようなケースに

ついては、当委員会においても、グローバル対応の知財部門の在り方について、「日本側での組織、知財活動、人材育成等」の面にフォーカスを当てた研究¹⁾や、海外の研究開発拠点で生まれた発明の取り扱いを中心とした海外拠点ならではの知財マネジメントについて、課題・対策・取り組みの面にフォーカスを当てた研究²⁾を行ってきた。

一方、現在では、日本企業が事業を拡大する国として、依然として中国が選ばれることが多いものの、いわゆるチャイナリスクのあおりを受けて、タイ、インドネシアをはじめとするASEAN各国、メキシコやブラジルをはじめとする中南米等の新興国へとシフトしてきている³⁾。

これらの新興国は、豊富な労働資源を持ち合わせ成長著しいことから、規模を問わず多くの日本企業が事業展開している。しかしながら、現地での模倣品や技術流出の被害も報告されて

* 2013年度 The Third Subcommittee, The Second Management Committee

いることから^{4,5)}、無防備で事業展開を行うことにはリスクを伴う。例えば、先進国との商習慣や法整備状況、知財環境の違いから、想定外のトラブルに巻き込まれたり、一旦トラブルに巻き込まれると、解決に多くの費用と時間を費やしたり、時には事業撤退に追い込まれる等、知的財産に絡む諸問題が現地での事業活動に深刻な影響を及ぼす事例が発生している。

このような事例が発生する原因は何であろうか。まず、各種インフラの整備が遅れており、前記のトラブル解決のための制度・手段が限られていること、また、そもそも制度の有無や機能面において未知の部分が多く、知財リスクに関する情報をはじめとして、日本から各種情報に辿り着くのが困難であること、が挙げられる。そして一方で、知財リスクが明確でないというだけの理由でいつまでも新興国への事業進出を止めておけないという社内事情がある。その結果、見切り発車的に新興国へ事業進出してしまい、進出してから知財リスクが顕在化するという事態に至るのである。

従って、これらの新興国において事業活動を立ち上げるにあたっては、上記の新興国特有の課題を理解した上で、事業活動と同時に知財活動も立ち上げ、知財面からも事業リスクを低減する策を講じておく必要がある。

本論説では、これから新たに新興国に進出する企業を主な対象として、新興国ビジネスに潜在する知財リスクや課題を「見える化」とするとともに、対処法を考える上での一助となる先行企業の事例、各種情報ソースの紹介を併せ、新興国において如何に知財活動を立ち上げていくかについて考察した。

2. 新興国における知財活動の課題

2.1 新興国とは

一般に「新興国」の明確な定義はないが、本

論説では、OECD（経済協力開発機構）におけるODA実施国、すなわち、DAC（開発援助委員会）メンバー国を先進国とし、それ以外の国を新興国と定義した⁶⁾。具体的にはBRICS、ASEAN諸国、メキシコ、トルコ等である。日本企業が現在、多く進出している、あるいは進出しつつある国をイメージした方が、今後、海外進出する企業にとって有益であると考えたためである。

なお、本論説は上記に定義された「新興国」を、包括的に記述することに主眼を置いた。

2.2 新興国特有の課題

新興国においては、知財問題の対応に独特のさまざまな課題があると言われている。新興国における知財活動の立ち上げを検討する前に、まず新興国特有の知財活動の課題を把握しておく必要があると考え、項目ごとに整理した（表1）。

これらの課題は単独で存在する場合もあるが、多くはいくつかの要因が複合した課題となっている。例えば、言語の問題によるコミュニケーションの課題は、知財情報や知的財産権のエンフォースメントの課題にも大きく係わってくる。また、審査官の数の不足は審査遅延につながり、知的財産権のエンフォースメントに影響する。新興国における知財活動の立ち上げは、これらの課題があることを認識した上で進める必要がある。

また、上記のような新興国に内在する課題の他に、知財活動の立ち上げを目指す企業内に起因する課題もある。新興国ではいずれも権利取得と活用に未知の部分が多いことから、これらの国に社内の知財リソースをどれだけ振り向けるべきかは、費用対効果の観点で大きな問題となる。新興国における知的財産の価値をどのように評価し、どのように対処するかの判断は個々の企業にとって大きな課題となっている。

表1 新興国における課題

項目	内容
知財情報	<ul style="list-style-type: none"> ・入手できる情報が限られる ・データベース等の調査ツールの不備 ・対応可能な現地調査会社が限定され、調査能力も未知数
知財関連分野の人的資源	<ul style="list-style-type: none"> ・知財専門家の数、能力が不足 (裁判官、審査官、弁護士・弁理士、調査会社等)
政治的背景	<ul style="list-style-type: none"> ・宗主国の影響(知財関連法、コモンロー等) ・知的財産権の法制が未整備、または、特殊な制度が存在
コミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> ・英語が現地公用語に含まれないケースが多い ・知財関係者の英語力の差が大きい ・日本人は英語を常用せずさらに不利
エンフォースメント	<ul style="list-style-type: none"> ・司法機関(裁判所、警察等)の実効力が未知数 ・使える権利(知的財産権他)や法律が不明 (商標権、意匠権、特許・実案権、著作権、不競法、民法等) ・出願しても権利化に時間がかかる ・権利の安定性が低い ・裁判の予見性が低い

3. 新興国における知財活動の実際

3.1 各国の事例

前章で述べた課題を具体的に理解するために、新興国における最近の事例を紹介する。

これから産業発展を目指す新興国にとって、先進国企業の特許は自国産業の成長の「妨げ」となり得る。最初に紹介するのは、図らずも新興国が先進国企業の知的財産権の活用に向けた形になった事例である。

インド特許法における強制実施権は、先進国企業の権利行使を制約する側面を持つことができる。がん治療薬の強制実施権が設定された事例は、インド現行法のもとで初めてのケースとなった⁷⁾。本件は、インド特許を有する先進国医薬メーカーA社がインド国内で治療薬を販売していた状況で、A社とのライセンス交渉が不調に終わって窮地に追い込まれた国内医薬メーカーB社が、インド特許庁に強制実施権の申立を行って認められたケースである。特許庁は、A社の医薬品が一般の人々が利用できる価格で

はないことを判断理由に挙げており、先進国の常識からは予測し難い判断と言えよう。

中国では、先進国企業の特許の権利範囲を実質的に狭めることになった事例がある。この事件では、日本企業C社の遺伝子組み換え技術に関する特許権が、実施例の菌株が含まれる上位の「属」で規定された請求の範囲が広すぎるという理由で、無効となった⁸⁾。ちなみに、対応日本出願は、「属」で規定された請求の範囲で拒絶理由通知が発せられることなく登録されている。

また、我々にとってなじみの薄い制度も存在する。例えば、タイの特許制度では、特許ライセンス契約を知的財産局に登録する義務があり、違反すると特許権の取消しの可能性がある⁹⁾。また、インドネシアでは、特許年金の不払いに対して、政府に対する債務であるとして、代理人や出願人が支払いを督促されたことが報じられている¹⁰⁾。インドネシアの特許法115条1項解説の、「3年間支払われなかった年金は特許権者が支払うべき負債となる」との記載が根拠になっているようである。

特許制度の運用経験が浅い国では、審査遅延も大きな問題である。例えば、インドでは、2013年8月時点で、審査待ち件数が約16万件に達しており、約1年半で1万5千件の増加であることが報じられている¹¹⁾。なお、インドの審査遅延に関しては、当協会のインド訪問団が架け橋となって、長期滞留案件の情報を提供して、審査促進に一役買っている¹²⁾。また、タイでは、「出願から権利化までに10年以上を要するケースが多数を占め、昨年度JETRO（日本貿易振興機構）バンコク事務所が行ったサンプル調査によると、外国出願は登録までに平均13年を要し、20年近く要した事例も散見され」ている¹³⁾。

知財制度自体がない国もある。近年、ASEAN最後のフロンティアといわれるミャンマーに進出する企業が増加しているが¹⁴⁾、未だ知財法制度は制定されていない。日本では、経済産業省が中心となって、ミャンマーの知財制度整備チームを立ち上げており、日本が主導的に知財制度の導入を支援する体制が検討されている¹⁵⁾。

以上、特に日本企業の進出が著しいインドや中国、ASEAN諸国について最近の事例を紹介した。これらの事例を見るだけでも、日本を含む先進国の知財制度や運用に慣れ親しんだ我々には、異質の世界であることが理解できる。

3. 2 先進企業の取り組み

このような異質な世界である新興国において、先行して事業を展開している企業はどのように知財活動に取り組んでいるのであろうか。新興国で知財活動を実施しているグローバル先進企業にインタビューを実施し、生の声を聞いた。

(1) X 社

X社は、売上高のうち約50%を海外が占める消費財のグローバル企業であり、ASEAN諸国、西アジア諸国にも既に事業進出し、模倣品に関

する係争も経験している企業である。

模倣品被害の経験を通じ知的財産権の重要性を認識して以降、現地事業部門、日本の事業部門および日本の知財部門との間で情報交換を密に行う等、新興国での知財活動は三位一体を実践しているとのことであった。特に新興国では、権利が無いことには何もできなくなることもあることから、権利取得に注力している。そのため、権利取得にあたっては、その国で役立つ権利にするため、知財担当者も現地に行き、アイデアについて関係者と議論させることを行うこともある、とのことであった。

入手困難と言われている新興国における知財情報については、日本特許庁をはじめとした国内外の政府の知財関係者との交流、他社インタビュー、出願を担当する現地代理人等を活用して収集しているそうである。

(2) Y 社

Y社は、先進国のみならずASEAN諸国、中南米等の新興国にも生産工場をもつ耐久消費財のグローバル企業であり、特に90年代前半から中国で生産を開始する等、いち早くアジアへ事業進出し、模倣品への知的財産権につき侵害訴訟も経験している企業である。

この企業では、新興国への進出段階（販売、生産、開発）に応じて知的財産権を取得し、ビジネス環境に応じて活用手法を選んでいる。具体的には、模倣品を扱う企業のビジネスが他国から輸入された模倣品を販売している段階では意匠権、商標権で模倣品を抑え、模倣品を当該国で生産している段階では意匠権、商標権とともに特許権を活用している。しかし、最近は、新興国での模倣品の生産や流通は巧妙化しており、取り締まりは一層困難になっているとのことであった。このように、新興国においては、権利を取得していても実際には抑止力が働かない場合もあり、抑止力は期待し過ぎないほうが

良い、という模倣品への訴訟を経験している企業ならでは意見もあった。

また、権利取得に関しては、権利が日本企業に帰属しないこともあり奨励すべきでないケースがある、現地における当局との交渉等は、言語の問題等から現地のスタッフも交えて行った方が有効である等、貴重な情報・意見をいただいた。

3. 3 新興国で活動するときに必要なこと

先進企業の取り組みから分かるように、異質な世界である新興国における知財活動では、現地の情報を如何に正確に掴むかが重要となる。

まず、自社の現地法人と密接に連携し、現地の事業状況を正確に把握することが必要である。商品の使用方法や販売方法が日本と異なることも多く、それに応じた対策（保護対象の特定、法選択等）が迫られるからである。

事業がある程度立ち上がった段階では、知財活動も含めた現地拠点の立ち上げの検討も必要となる。この場合、現地のコミュニティとのパイプをつくるためにも、ある程度長期かつ現地に根ざした活動体制を検討すべきである。活用できる情報には、現地でしか入手できないものも多く、これらの情報を入手するには、如何に現地コミュニティに入り込むかが重要となる。

ここで、現地コミュニティとの関わりの中でも重要なのは、信頼できる有力な現地代理人の選択である。新興国では、法適用、法解釈の予測可能性が低く、当局の裁量の幅も大きいことが多い。この点、有力な現地代理人は、現地当局の情報に明るいので、企業は適切なアドバイスが得られるだけでなく、現地代理人を通じて当局に働きかけることも可能である。

また、JETRO等の公的機関の現地事務所や既に現地で活動している先進企業との連携も重要である。新興国の活動で直面する課題は、既に先進企業が経験していることが多く、そのよ

うな課題、対応策を事前に入手しておくことは有益である。

そして、上記のポイントを前もって考慮した上で、可能な限り早い段階で行動を起こすことが望まれる。不確定要因の大きい新興国においては、少しの遅れが後で大きな禍根を残すことになりかねない。言い換えると、早く知財活動を「立ち上げ」ることが重要である。

4. 新興国における知財活動の立ち上げ

4. 1 知財活動の立ち上げ

前章において、新興国における特異な事例と先進企業の取り組みを踏まえ、知財活動の早い立ち上げが重要であることを述べた。ここでは、具体的にどの知財活動をいつ、どのように立ち上げていくかについて考察していく。

ここでいう知財活動とは、出願・権利化活動に留まらず、事業体として必要とする知財機能すべてを包含する。必要な知財機能は、基礎となる事業活動に大きく左右されるものであり、また、事業活動は企業の業種によっても異なるものではあるが、ここでは、おおよその共通項目として、最も一般的である販売・サービス、生産、開発の3タイプに分けて整理を行った(図1)。

なお、ここで説明する知財活動の立ち上げは、現地拠点が出来上がる前から行われるものがほとんどであるため、主に、日本での知財活動や日本からの出張対応が基本となっている。機能によっては、現地拠点が出来上がってからの活動になるものもあるので、時間軸を、事業計画段階、進出決定後、事業開始段階／事業開始以降の各ステージに合わせて、何をどのように立ち上げていくべきかを検討していくことにする。各ステージにおける知財活動の詳細については、文末に添付のチェックリストを参照していただきたい(表2)。



図1 事業形態と知財活動

4. 2 何を立ち上げるか

(1) 販売・サービスにおける立ち上げ

現地で販売・サービスを行う場合、主として対応を考えなければならない知財リスクは、侵害リスクと模倣リスクであろう。

侵害リスクへの対応としては、現地の知財データ（特許、意匠、商標等の知的財産権、知財制度、判決例等）を調査し、クリアランス等を行うことになる。しかし、前述のとおり多くの新興国においては、知財インフラが欧米や日本並に整備されておらず、例えば特許データ（ステータス、公開、登録クレーム等）が入手できない、入手できたとしても信頼性が低い、さらには現地語の情報のみで内容確認が困難である等、先進国ではあまり経験しない状況が存在する。このような状況に対して、現地の特許事務所・法律事務所と密に連携することは重要である。優れた特許事務所・法律事務所は、独自の知財データベースを保有していたり、知財データへのアクセス方法を熟知していたりするのである。

また、模倣リスクへの対応としては、市場に

おける模倣品の出現を監視し、模倣品が発見されれば詳細に調査し、さらに知財制度に基づいて模倣品を排除して自社製品の救済を行うことになる。ここでまず重要になるのは、特許権、意匠権、商標権等の知的財産権である。これらの活用が救済手段となり得るのであれば、現地進出決定の段階で出願しておく必要がある。投資対効果の観点からは、特許権よりも権利活用しやすい商標権や意匠権の権利化を優先させるのも一案である。さらに、これらの知的財産権の出願・権利化方法をはじめとして民法、刑法、行政法、不正競争防止法等の救済手段が受けられるように事前対策を打っておくことである。ここでも、現地の特許事務所・法律事務所は重要な役割を果たす。彼らは、民法・刑法等の適用要件、行政手続、知財判例についても貴重な情報を握っていると期待できるからである。また、現地の商工会議所や模倣を経験した先進企業等にも情報提供を仰ぎ、方針決定の参考にするとうい。

なお、事業計画段階において、模倣品に対する有効な対応策の有無や対応策の具体的な内容を把握し、模倣リスクを計画に織り込んでおく

ことが理想的であるのは言うまでもない。

(2) 生産における立ち上げ

現地で製品を生産する場合、販売・サービスと同様に、生産行為や生産した物に対して侵害リスクがある。また、設備等の情報や製造ノウハウが現地従業員を介して流出する技術流出リスクや、流出した技術に基づいて他者に類似品を生産される模倣りリスクがある。侵害リスクと模倣りリスクについては販売・サービスと同様であるので、ここでは技術流出リスクについて述べる。

技術流出リスクへの対応としては、事業所において現地従業員の立ち入り区域を制限したり、コア部分の生産は日本国内で行う等、秘匿したい技術情報の囲い込みやブラックボックス化の方法が採られることもあるが、ある程度の技術開示や技術ライセンスは避けられないので、現地における人的・物的な技術情報管理の施策を確立しておくことが必要である。技術情報管理規程、雇用契約・秘密保持契約等に適用される関連法制は、知財制度と同様に国の意向を強く受け、独特のことが多いので、その内容や執行力について、現地の特許事務所・法律事務所または現地の商工会議所と意見交換し、有効な社内制度を策定するために、事業計画段階から準備すべきである。

(3) 開発における立ち上げ

現地で開発活動を行う場合、開発品を現地で生産したり、販売したりするのであれば、販売・サービスや生産と同様に、現地での侵害リスク、技術流出リスクや模倣りリスクがある。一方、生産の場合とは異なり、開発活動においては現地で創生される知的財産権の取り扱い、現地での技術調査や技術契約の対応が重要となるので、これらを中心に述べる。

現地で創生される知的財産権の取り扱いへの

対応としては、事業計画段階において、進出国の知財制度の検討はもちろんのこと、具体的な出願・権利化方法、それに伴う従業員への補償、権利者の取り扱い等の社内ルールについても検討すべきであり、いずれの場面においても現地の特許事務所・法律事務所の選定が最重要項目である。

ただし、現地で開発活動を行うと言っても、初めは現地単独で開発することは少なく、日本や他国の開発拠点と連携して開発することが多いと考えられる。この場合は、例えば、共同出願の方法や、共同開発の情報に関するアクセス制限等、日本や他国の開発拠点との連携についても取り扱いを検討しておく必要がある。

出願に関する権利調査・先行文献調査については、日本での調査のみならず、現地の調査機関も活用できる。調査機関の選択については、現地の特許事務所・法律事務所からの情報を基に、データの整備状況や調査ツールに関する状況を把握し、検討すればよい。

4.3 マネジメント上の留意点

前節において述べたとおり、知財活動の立ち上げには、事業活動やその活動の段階に応じた知財マネジメントを行わなければならない。本節では、その際の留意点について述べる。

新興国においても、自社の事業が保護できる、すなわち模倣等の不法行為に対する救済手段となり得る知的財産権を取得・維持することが第一であることは、先進国において企業が目指すところと何ら異なることはない。異なる点は、「新興国で知的財産権を持っていても役に立たないのでは？」という疑問の声が聞かれることである。この声の真偽のほどは別にしても、進出する新興国が増えれば知財経費も増加し、経営層からその投資対効果が厳しく問われるのは事実である。

しかしながら、新興国の知財レベルが成熟す

るのを待ってから知財投資を開始するのでは、限られた対応しかできなくなり、知財活動による事業の保護という目的は達成できない。やはり早い立ち上げが必要である。そのためには、新興国における将来的な事業展開と、事業保護に対する知財活動の貢献を経営層に訴え、早い段階からの新興国への知財投資の必要性を理解してもらうことが重要である。

次に、新興国に進出する場合、現地の特許事務所・法律事務所の選定は非常に重要である。権利調査や知的財産権の出願・権利化のみならず、係争等に直面した場合にも、最も頼りにすべき存在である。事務所の選定には、例えば、JETROからの情報、国内や先進国の特許・法律事務所からの情報や、海外知財セミナー等で得られる情報等が有益であるが、継続して活用し、密に連携し、事業に貢献するという観点から現地調査による直接の見極めも欠かせない。

また、文化的側面、制度的側面、経済的側面で、日本と大きく相違する現地の情報を入手するには、現地の商工会議所等への参加も有効である。このような場では、現地のビジネス情報として日本の先進企業の活躍が話題になるのはもちろんのこと、特許・法律事務所、調査会社等の外部機関の評判から、行政機関、警察組織、司法機関等に関するゴシップまで、多種多様な情報が飛び交う。情報の質としては玉石混交ではあるが、情報の鮮度や量の点では第1級の情報源であることは間違いない。

そして、新興国における知財活動を、事業活動の一環として組み込む環境を築いておくためには、社内やグループ内関連会社の関係部署とパイプを作っておくことも必要である。前述のとおり、新興国における知財対策の予算確保は、知財部門の担当者にとって頭の痛い問題のひとつである。予算確保のためには、新興国における将来的な事業展開を考えて、知財投資の必要性を経営層に理解してもらわなければならない

い。そのためには、事業部門と共同して10年後のその国における事業の姿を描き、事業保護のために必要な知的財産権を明確にして、知財投資の意義を明らかにすることが重要である。

また、新興国において実際に知財問題が発生した場合、知財部門だけで解決できるケースは少なく、むしろ、新興国では現地をよく知る営業パーソン等の助けを借りる機会が多くなることが予想される。その時に、すでにパイプができていれば、協力を得ることは容易である。

4. 4 立ち上げ時の「いろは」

以上、新興国への事業進出に伴って立ち上げるべき知財活動と、その知財活動を行う上でマネジメント上留意すべき事項について述べてきた。本章の最後に当たり、当小委員会として、新興国における知財活動の立ち上げ時の「いろは」を下記のとおり提言したい。

- い：いろいろな知的財産権を駆使して事業保護に活用する
- ろ：ローカルの事務所、商工会議所、法人、団体、先進企業等を活用する
- は：はなしができる仲間を社内・グループ内に作る

5. おわりに

多くの事業分野において、先進国の市場が成熟しつつある今日、企業が成長を持続するために新たな市場を開拓することは急務である。本論説では、新たな市場の有力候補である新興国を取り上げ、どのように知財活動を立ち上げればよいか、について論じた。

前章で述べたように、事業活動の態様やステージに応じて、立ち上げるべき知財活動は異なるし、必要な活動の内容や規模に至っては企業ごとに様々であろう。また、本論説ではあえて触れていないが、一口に新興国といってもそれ

ぞれの国が異なる国状を抱えている（国ごとの情報源については表3を参照）。しかしながら、前章の最後に掲げた新興国における知財活動の立ち上げ時の「いろは」から検討を始めていただければ、どの国のどんな状況に対しても、知財活動のヒントが見出せるものと考ええる。

本論説が、これから新たに新興国に進出しようと考えている企業の方、進出したてで日々様々な問題に現に直面している企業の方、さらには、新興国に進出はしているが、知財活動はまだまだこれから、という企業の方に、多少なりとも参考になれば幸いである。

本論説の執筆は、2013年度マネジメント第2委員会第3小委員会のメンバーである、三宅洋（小委員長、クラレ）、宮崎智子（小委員長補佐、ロート製薬）、市川隆義（ジヤトコ）、遠藤隆（リコー）、大谷誠一郎（ダイキン工業）、岡本貴洋（サントリーホールディングス）、河崎充実（JFEスチール）、町田圭（本田技研工業）、鎗居龍太（パナソニック）が担当した。

注 記

- 1) 知的財産マネジメント第1委員会第4小委員会、「グローバル対応の知財部門のあり方ーグローバル展開する企業における知財活動シミュレーションー」知財管理, Vol.62, No.7, 2012, pp.961-976
- 2) 知的財産マネジメント第2委員会第2小委員会、「海外研究開発拠点での知財マネジメントの在り方に関する研究」知財管理, Vol.63, No.3, 2013, pp.351-361
- 3) 渡部俊也, 「新興国におけるグローバル知財マネジメント」知財管理, Vol.63, No.4, 2013, pp.455-470
- 4) JETRO, 「ASEANにおける模倣品及び海賊版の消費・流通実態調査」, 2014
- 5) JETRO, 「平成16年度日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査」, 2005, pp.60-67
- 6) 外務省 OECD開発援助委員会 (DAC) の概要 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/doukou/dac/dac_gaiyo.html (参照日2014年5月27日)
- 7) 藤井光夫, 「インドの強制実施権について」製薬協ニューズレター, No.150, 2012, pp.8-9
- 8) 黒瀬雅志, 「続・重要判例に学ぶ中国ビジネス最前線 第6回 特許法をめぐる裁判例」NBL, No.988, 2012, pp.86-91
- 9) 知的財産研究所, 「我が国企業の新興国への事業展開に伴う知的財産権のライセンス及び秘密管理等に関する調査研究」, 2012, pp.71-81
- 10) JETRO, 「インドネシア知的財産レポート 2013年8月~11月分」, 2013, I章
- 11) JETRO インド知的財産ニュース 2013. 9. 3トピック http://www.jetro.go.jp/world/asia/in/ip/pdf/news_20130903_02.pdf (参照日2014年5月27日)
- 12) 日本知的財産協会「インド商標の長期遅延案件に関する情報提供の募集について」 http://www.jipa.or.jp/katsudou/kokusai_katsudou/13india.html (参照日2014年5月27日)
- 13) 大熊 靖夫, 「各国・地域の知財課題と日系企業の留意点 第1回 タイ 特許審査の遅延は深刻, 急がれる模倣品対策」産学官連携ジャーナル, Vol.9, No.10, 2013, pp.30-32
- 14) 帝国データバンク「特別企画: 第2回ミャンマー進出企業の実態調査」 <http://www.tdb.co.jp/report/watching/press/p131104.html> (参照日2014年5月27日)
- 15) 経済産業省 ニュースリリース 2013. 10. 2 <http://www.meti.go.jp/press/2013/10/20131002002/20131002002.pdf> (参照日2014年5月27日)

表2 チェックリスト

		事業計画段階	進出決定後	事業開始段階／事業開始以降
販売・サービス	模倣品対策	<input type="checkbox"/> 類似商品の有無を調査 <input type="checkbox"/> 模倣品対策の必要性を検討	<input type="checkbox"/> 模倣品監視の仕組み策定 <input type="checkbox"/> 使える権利の確認 <input type="checkbox"/> 対応予算の策定	<input type="checkbox"/> 模倣品監視の実施 <input type="checkbox"/> 模倣品発見時の社内体制の確立、シミュレーション <input type="checkbox"/> 対応予算の策定 <input type="checkbox"/> 代理人の選定
	ライセンス管理	<input type="checkbox"/> ライセンスポリシーの検討 <input type="checkbox"/> 契約雛形検討	<input type="checkbox"/> 契約交渉者との事前調整 <input type="checkbox"/> 契約雛形作成	<input type="checkbox"/> 契約締結
	ブランド	<input type="checkbox"/> 要権利化商標の抽出 <input type="checkbox"/> 商標出願	<input type="checkbox"/> ブランド利用基準の制定 <input type="checkbox"/> ブランド利用規準の運用体制確立 <input type="checkbox"/> 商標出願	<input type="checkbox"/> 商標の権利維持 <input type="checkbox"/> 商標出願
	知的財産権取得	<input type="checkbox"/> 進出国での知財環境の調査 <input type="checkbox"/> 現地で相談できる専門家の確保 <input type="checkbox"/> 必要な知財権の抽出 <input type="checkbox"/> 代理人選定 <input type="checkbox"/> 出願可能なものを選定して出願	<input type="checkbox"/> 出願可能な知財権の選定 <input type="checkbox"/> 現地向け出願態様の検討 <input type="checkbox"/> 出願可能なものを選定して出願	<input type="checkbox"/> 必要な知財権の取得状況の確認 <input type="checkbox"/> 現地発掘方法の仕組み、ルール作り <input type="checkbox"/> 出願可能なものを選定して出願 <input type="checkbox"/> 登録権利の維持、活用
	係争対応	<input type="checkbox"/> コンペティターの調査 <input type="checkbox"/> 進出国の知財係争の情報収集 <input type="checkbox"/> 代理人情報の収集 <input type="checkbox"/> 代理人の選定方法の確立	<input type="checkbox"/> 対応予算の策定 <input type="checkbox"/> 他社権利調査 <input type="checkbox"/> 代理人の選定 <input type="checkbox"/> 代理人の確保/維持、顕密なコミュニケーション	<input type="checkbox"/> 問題発生時の社内体制の確立、シミュレーション <input type="checkbox"/> 侵害性の確認 <input type="checkbox"/> 対応予算の策定 <input type="checkbox"/> 代理人の確保/維持、顕密なコミュニケーション
	クリアランス	<input type="checkbox"/> コンペティター調査 <input type="checkbox"/> 他社権利調査体制の整備 <input type="checkbox"/> 鑑定ができる代理人の調査、選定基準の作成 <input type="checkbox"/> 調査の実施 <input type="checkbox"/> シロ判断の完了	<input type="checkbox"/> 他社権利調査方法の確立 <input type="checkbox"/> 調査の実施	<input type="checkbox"/> ルール、仕組みの運用 <input type="checkbox"/> 問題発生時の社内体制の確立、シミュレーション <input type="checkbox"/> 現地でのウォッチング調査
生産	ノウハウ・営業秘密管理	<input type="checkbox"/> 自社技術のノウハウの特定 <input type="checkbox"/> ノウハウ取り扱い管理規定の設定 <input type="checkbox"/> ノウハウ開示ルールの設定	<input type="checkbox"/> 協力会社への開示範囲決定、契約締結 <input type="checkbox"/> ルール、仕組みの運用 <input type="checkbox"/> 従業員規則の整備 <input type="checkbox"/> 従業員の教育	<input type="checkbox"/> ルール、仕組みの運用
	模倣品対策	-	<input type="checkbox"/> 人材離れ予防策の検討	-
	ライセンス管理	(販売・サービス欄を参照)	(販売・サービス欄を参照)	(販売・サービス欄を参照)
	ブランド	(販売・サービス欄を参照)	(販売・サービス欄を参照)	(販売・サービス欄を参照)
	知的財産権取得	(販売・サービス欄を参照) <input type="checkbox"/> 職務発明の補償制度の情報収集 <input type="checkbox"/> 現地企業に供与する技術の権利化を優先して権利化	<input type="checkbox"/> ローカルルールの調査 <input type="checkbox"/> 知財権の出願・権利化の社内手続きの策定 <input type="checkbox"/> 現地発掘方法の仕組み、ルール作り <input type="checkbox"/> 職務発明の補償制度策定	<input type="checkbox"/> 現地管理、本社間との情報共有の仕組みづくり <input type="checkbox"/> 従業員の教育 <input type="checkbox"/> 出願可能なものを選定して出願
	係争対応	(販売・サービス欄を参照)	(販売・サービス欄を参照)	(販売・サービス欄を参照)
	クリアランス	(販売・サービス欄を参照)	(販売・サービス欄を参照)	<input type="checkbox"/> 現地でのウォッチング調査
開発	ノウハウ・営業秘密管理	(生産欄を参照)	(生産欄を参照)	(生産欄を参照)
	技術契約	<input type="checkbox"/> 自社技術のノウハウ特定	<input type="checkbox"/> 協力会社への開示範囲決定 <input type="checkbox"/> 協力会社との契約締結	<input type="checkbox"/> ルール、仕組みの運用
	各種技術調査	<input type="checkbox"/> 調査DB、調査機関の検討	<input type="checkbox"/> 先行技術調査	<input type="checkbox"/> 先行技術調査
	知的財産権取得	(生産欄を参照)	(生産欄を参照)	(生産欄を参照)
	係争対応	(販売・サービス欄を参照)	(販売・サービス欄を参照)	(販売・サービス欄を参照)
	クリアランス	(販売・サービス欄を参照)	(販売・サービス欄を参照)	<input type="checkbox"/> 現地でのウォッチング調査

表3 情報源一覧表

情報源	国	提供元														備考							
		中国	ベトナム	タイ	マレーシア	カンボジア	ラオス	ミャンマー	ブルネイ	インドネシア	フィリピン	シンガポール	インド	トルコ	イスラエル		ロシア	ハンガリー	エストニア	メキシコ	ブラジル	チリ	南アフリカ共和国
1. 情報サイト	カテゴリー 特徴的な 制度等	ASEAN	ASEAN	ASEAN	ASEAN	ASEAN	ASEAN	ASEAN	ASEAN	ASEAN	ASEAN	ASEAN	ASEAN	ASEAN	ASEAN	ASEAN	ASEAN	ASEAN	ASEAN	ASEAN	ASEAN	ASEAN	ASEAN
外国産業財産権制度情報	特許庁	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	http://www.jpo.go.jp/shiryou/s_somota/fips/mokujih.htm	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
新興国等知財情報データベース	特許庁	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	http://www.globaipdb.jpo.go.jp/country/	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ミニガイド	外国産業財産権侵害対策等支援事業	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	http://www.iprsupport.jpo.go.jp/miniguide/miniguide.html	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
産業財産権制度に関する情報		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
権利の活用等に関する情報		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
特許商標等検索		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
知的財産権保護	JETRO	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	http://www.jetro.go.jp/theme/ip/country/	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
国別模倣対策マニュアル、判例・事例集	JETRO	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	http://www.jetro.go.jp/theme/ip/country/manual.html	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
模倣対策マニュアル等		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
出願・権利化に関する資料		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
権利行使、係争に関する資料		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
アセアン・インド		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
知財保護ハンドブック		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
その他		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2. 冊子、記事																							
「アジア知財事情」 (発明 2012 No.65)	発明推進協会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	シリーズNo	12	4	11	7	9	3	13	8	6	10	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
調査団・代表団報告書	日本知的財産協会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	資料番号 (公表年)	429 (2014)	421 (2013)								421 (2013)	418 (2013)	407 (2012)	378 (2009)	356 (2007)	425 (2013)	410 (2012)						
3. 関連団体																							
海外における日系企業情報交換グループ (IPG)	JETRO	○*1	○*2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	http://www.jetro.go.jp/theme/ip/ipg/																						
	*1 北京IPG、上海IPG、および、広東IPG																						
	*2 東南アジア知財ネットワーク、および、タイIPG																						

○：情報源に、当該国に関する情報・記述があることを示す。(参照日2014年5月27日)

(原稿受領日 2014年6月2日)